

# 企 業 倫 理 綱 領

## スズケングループ経営理念

### ミッション 存在意義・使命

「健康創造のスズケングループ」は、グループの英知を集め、すべての人々の笑顔あふれる豊かな生活に貢献し続けます

### ビジョン 将来の理想像

「健康創造のスズケングループ」は、健康に関わるさまざまな領域で、新しい価値を創造することに挑戦し、すべての人々の笑顔を応援するベストパートナーを目指します

### バリュー 行動基準

S M I L E 誠意 (Sincerity) と  
倫理観 (Morality) をもって  
独自性 (Identity) を生かし  
お得意さまに学ぶ (Learning) 心で  
進化 (Evolution) し続けます

## 当社経営理念

- 一、新しい価値の創造により、地球の健康とすべての人々の健康で豊かな生活に貢献する
- 一、良き企業市民としての社会的責任と株主への責務を果たす
- 一、社員は良き家庭人となり、会社は社員の自己実現の場となる

## 当社行動指針

- 一、誠意
- 一、革新
- 一、一緒にやりましょう

## 第 1 章 総則

### 第1条 目的

この綱領は、各人の行動の基本となる企業倫理を示すことにより、事業の発展と社会の利益との調和およびすべての人々の笑顔あふれる豊かな生活に貢献し続けることを目的とする。

### 第2条 適用

この綱領は、すべての役員、執行役員、参事および従業員に適用する。

### 第3条 改廃

この綱領の改廃は、取締役会の決議による。

## 第2章 企業倫理

### 第4条 会社の姿勢

会社は、経営理念に基づき、企業は社会の公器であることの認識の上に立ち、法令遵守はもとより、社会的責任を果たすために、その姿勢を明らかにする。

- ① 会社は、企業倫理を最上位と位置づけ、公正・透明・自由な競争を展開し、良識ある企業活動に努める。公正な企業活動を通じての利潤追求と社会の利益が相反する場合は社会の利益を優先する。
- ② 会社は、健康創造の事業領域での新たな価値の創造をとおり、社会との持続的な相互発展に寄与する。
- ③ 会社は、ステークホルダーとの対話の充実をとおり相互の理解を深めることにより、更なる信頼の構築に努める。
- ④ 会社は、グループ各社との相互理解を深め連携の強化をとおり、更なる一体感の醸成に努める。

### 第5条 行動規範

第4条の会社の姿勢に基づき、役員、執行役員、参事および従業員一人ひとりが主体的かつ自主的に実践すべき基本となる行動規範を明らかにする。

- ① いきいきと働ける職場の形成  
役員、執行役員、参事および従業員は、一人ひとりの人格・個性を尊重することを基本とし、働きやすく、働きがいのある職場づくりをとおり、自己実現できる職場を実現する。
- ② お得意さま満足度の向上  
役員、執行役員、参事および従業員は、お得意さま起点に立ち、常にお得意さまに満足していただける商品・サービスの提供をとおり、なくてはならない存在になる。
- ③ ビジネスパートナーとの相互発展に向けた関係づくり  
役員、執行役員、参事および従業員は、公平・公正かつ透明な関係を基本とし、対等な立場での対話と協働をとおり、相互に発展する良きパートナーになる。
- ④ 地域社会との共存共栄  
役員、執行役員、参事および従業員は、良き企業市民であることを基本とし、地域社会の発展に向けた課題解決をとおり、必要とされるかけがえのない存在になる。
- ⑤ 株主価値の更なる向上  
役員、執行役員、参事および従業員は、更なる株主価値の向上を基本とし、適時・適切な情報の開示と対話機会の創出をとおり、株主・投資家にとって魅力的な存在になる。
- ⑥ 地球環境の保全  
役員、執行役員、参事および従業員は、将来の世代にわたって健康で豊かな生活を送れる環境を残すことを重要な課題と認識し、環境保全活動、地球温暖化対策に取り組むことにより、地球の健康に貢献する。

### 第6条 細則

行動規範の詳細として、細則を別に定める。

### 第 3 章 運用

#### 第 7 条 基本方針の決定

企業倫理の遵守・徹底に関する基本方針は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて協議する。

#### 第 8 条 啓発

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の基本方針に基づき、リスク管理規程で定めるリスクオーナーおよびリスクオフィサーは、企業倫理を実効あるものにするため、継続的かつ具体的な 啓発に努める。

#### 第 9 条 制裁

従業員がこの綱領に違反した場合、就業規則に定める規則違反行為とみなし、同規則に基づき制裁をおこなう。なお、役員、執行役員および参事の場合は、従業員と同等もしくはそれ以上の制裁処置を取締役会の決議によりおこなう。

### 付則

#### 第 1 条 綱領の実施

この綱領は、2020 年 4 月 1 日より実施する。